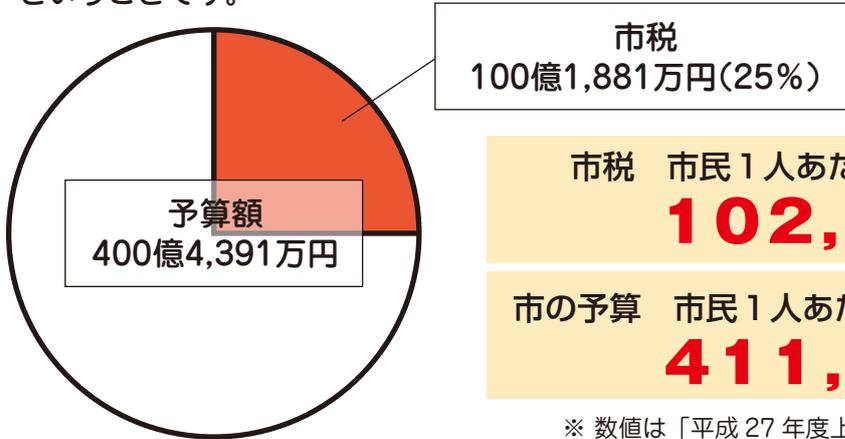


市税のはなし

Q 1 市の予算に占める市税収入の割合はどれくらいなの？

A 1 一般会計歳入予算額のうち、市税収入額が占める割合は約3割です。つまり、市民の皆さんに対して使われる市の年間予算額が市税収入額の3倍以上になっているということです。



市税	市民1人あたりの納税額(年間)	102,966円
市の予算	市民1人あたりに使われる額(年間)	411,543円

※ 数値は「平成27年度上半期の財政事情公表資料」による。

Q 1 私たちが納めた市税はどんなことに使われているの？

A 1 市税は、皆さまの暮らしを支える主要な財源であり、さまざまな用途に使われています。市税を総額10,000円に換算すると、その使い道は次のとおりです。

生活保護・お年寄り、障害者、児童等に対する福祉の充実のため	4,522円
小中学校等の学校教育の充実・図書館、市民会館等の社会教育の充実のため	995円
住民検診等による健康増進・ゴミ回収やし尿処理による生活環境の充実のため	646円
道路・公園、下水道などの整備による居住環境の充実を図るため	1,069円
火災・災害から市民を守り、救急活動の充実を図るため	215円
電子計算費、住民票発行窓口業務、施設管理運営費など	1,622円
市の借金(市債)を返済するための経費	592円
その他(議会費、商工労働費、農林水産費、災害復旧費など)	339円

このように、市税は、本市の貴重な自主財源として市民の皆さまの日常生活に欠かすことのできない様々な事業に使われています。市税の期限内納付にご理解とご協力をお願いします。

年度末徴収強化月間です！納め忘れの市税はありませんか？

税目 期別	固定資産税	市県民税	軽自動車税
第1期	4月30日	6月30日	6月1日
第2期	7月31日	8月31日	
第3期	12月25日	11月2日	
第4期	2月29日	2月1日	

納め忘れのないよう納期限内での納付をお願いします。都合により納付できない場合は、随時納税相談を受け付けておりますのでご連絡ください。

どれくらいの期間で差し押さえされてしまうの？

- ① 納期限を過ぎる＝滞納の発生**
納期限が過ぎました。でも納期限をうっかり忘れてしまう人もいますので、そのままでは差し押さえはされません。納期限後20日以内に、もう一度文書で催促をします。それを「督促状」と呼んでいます。
- ② 督促状の発送**
督促状を発送した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、財産を差し押さえなければならぬとされています。
- ③ 差押**
最短で納期限から約1か月で差し押さえられる可能性があります！

問合せ・納付に関するご相談は 納税課 ☎893-4411 内線246～257